

- 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 後			
				現 行	
				（傍線の部分は改正部分）	
多床室	従来型個室（老健・療養等）	一日につき三百七十円	一日につき千六百四十円	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
多床室	従来型個室（老健・療養等）	一日につき三百七十円	一日につき千六百四十円	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

備考

備考

（二）この表において「ユニット型個室」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）、併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅱ）、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）、指定地域密着型サービスによる費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）若しくはユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）、ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）のユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）、ユニット

一 この表において「ユニット型準個室」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)、併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅳ)、ユニット型介

二 この表において「ユニット型準個室」とは、指定居宅サービス
介護給付費単位数表に規定する単独型ユニット型短期入所生活介
護費(Ⅲ)、併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅲ)、ユニット型介

費^(II)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費⁽ⁱⁱ⁾、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費^(III)のユニット型介護老人のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費⁽ⁱⁱ⁾、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費^(III)のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費⁽ⁱⁱ⁾、ユニット型病院療養病床経過型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費⁽ⁱⁱ⁾、ユニット型診療所介護予防短期診療所介護予防短期入所療養介護費^(II)、ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費^(I)のユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費^(II)若しくはユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費^(II)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費（I）若しくは併設型短期入所生活介護費（I）、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（I）若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（I）、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費（I）若しくは小規模介護福祉施設サービス費（I）又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費（I）若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費（I）を算定すべき者が利用する居室をいう。

四 （略）

五 この表において「多床室」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費（I）、併設型短期入所生活介護費（I）、介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）、介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）、介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）、病院療養病床短期入所療養介護費（I）、病院療養病床短期入所療養介護費（I）の病院療養病床

老人保健施設介護予防短期入所療養介護費⁽ⁱⁱ⁾、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費^(III)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費⁽ⁱⁱ⁾、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費^(II)、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費^(II)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費^(II)、ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費^(II)若しくはユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費^(II)のユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費^(II)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

四 （略）

五 この表において「多床室」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費（I）、併設型短期入所生活介護費（I）、介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）、介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）、介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）、病院療養病床短期入所療養介護費（I）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）、病院療養病床短期入所療養介護費（I）の病院療養病床

ス費(Ⅰ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、認知症疾患型
介護療養施設サービス費(Ⅱ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、
認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の認知症疾患型介
護療養施設サービス費(Ⅱ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)
(Ⅳ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、認知症疾患型介護
療養施設サービス費(Ⅳ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)又は指定
若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)又は指定
介護予防サービス費(Ⅴ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)
短期入所生活介護費(Ⅱ)、併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)、
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健
施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、介護老人保健施設介護予防
短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養
介護費(Ⅱ)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の介
護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床介
護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療
養介護費(Ⅱ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院
療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床介護予防
短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護
費(Ⅱ)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院
療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床経
過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型介護予
防短期入所療養介護費(Ⅱ)、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
の診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、診療所介護予防短期入
所療養介護費(Ⅱ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症
疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型介護予防短
期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の認
知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型介護予
防短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の認
知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型介護予

防短期入所療養介護費(Ⅵ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅶ)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅷ)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

療養介護費(Ⅸ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅹ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅺ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅻ)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅼ)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。